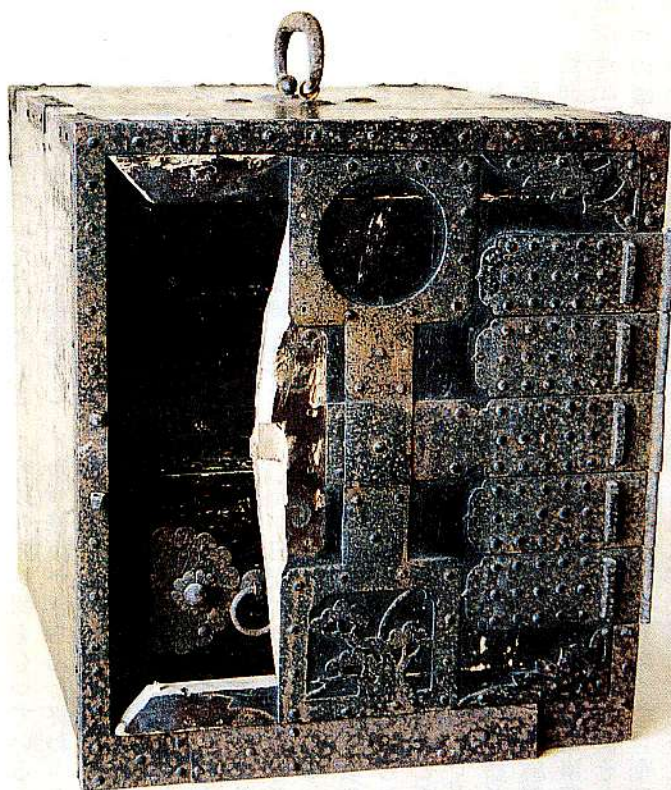


# 対馬歴史民俗資料館報

第 23 号  
平成12年 3 月 1 日

編集・発行  
長崎県立対馬歴史民俗資料館  
〒817-0021 対馬市今庄町原  
郵便番号 817-0021  
電話 (09205) 2-3687  
印刷所  
長崎県対馬市栄町 6-23  
昭和堂印刷  
電話 (095) 821-1234



対馬の長い歴史を物語る数々の遺跡・文化遺産は、今も島内各地に数多く残っており、国指定重要文化財七、特別史跡一、史跡六、天然記念物六、県指定文化財等四十を数え、

縄文時代の昔より今日に至る長い歴史の変遷の中で、幾多の困難に耐え、土地を開き、産業を興し、文化と伝統ある郷土を築くための努力がなされ、現在に至っています。

対馬は舌岐とならんで古い昔から本土と大陸とを結ぶ重要な位置にあり、交易の中継地点として、また、独自の貿易をするなど、裕福な良き時代（江戸時代の朝鮮通信使の頃）があった反面、外敵からの侵略を受け、絶滅の危機に瀕するという、大変不幸な時代（文永・弘安の役）もありました。

道路は禽鹿の径の如し。千余戸有るも良田無く、海の物を食して自活し、舟に乗りて南北に市羅す。」と三世紀の「魏志倭人伝」の中に、対馬の様子がはつきりと記されています。

対馬は舌岐とならんで古い昔から本土と大陸とを結ぶ重要な位置にあり、交易の中継地点として、また、独自の貿易をするなど、裕福な良き時代（江戸時代の朝鮮通信使の頃）があった反面、外敵からの侵略を受け、絶滅の危機に瀕するということ、大変不幸な時代（文永・弘安の役）もありました。

「始めて一海を渡る、千余里、対馬国に至る。……居る所絶島、方四百余里ばかり。土地は山陰しく深林多く、

道路は禽鹿の径の如し。千余戸有るも良田無く、海の物を食して自活し、舟に乗りて南北に市羅す。」と三世紀の「魏志倭人伝」の中に、対馬の様子がはつきりと記されています。

## 豊饒の歴史いま

館長 高柳 忠 昭

県内では長崎市に次いで多いところです。その中心をなすのが、県立対馬歴史民俗資料館です。七万二千余点の宗家の文庫史料をはじめ、千二百余点の対馬の民俗資料等を収蔵し、対馬の歴史・文化を物語る情報の発信地として、島内はもとより、広く国内及び国外の方々へも寄与しているところでもあります。

昨年七月より日韓の懸け橋として「シラフラー号」の就航により、来館者の大幅な増加や国際化が見られる様になり「アンニョンハシムニカ」「カムサハムニダ」の挨拶も多く聞かれるようになりました。

また、十一月には厳原港開港百周年記念・緑地連絡結成五周年記念事業として「朝鮮通信使ゆかりの町日韓交流対馬大会」が当地で盛大に開催されましたが、対馬歴史民俗資料館でもそれに呼応し「朝鮮通信使特別史料展」を開催、その存在を更に認識していただきました。

対馬は日韓の歴史と文化の宝庫です。とりわけ当館は先人の足跡をたどり、二十一世紀の文化の創造に大きく夢膨らませるに格好の場所でもあります。

多数の皆様方の御気軽な御来館を職員一同お待ち申し上げ挨拶いたします。

はじめに

五年ほど前のことである。その日も、「宗家文庫史料」を閲覧させていた日夕の時刻。当日の作業をそろそろ終えようとしている古文書修復室を見学させていただいた。当時はまだ椎葉さんが一人で作業をしておられた。

緑のフェルトを張った乾燥台には、その日に修復を終えた史料が載せられていた。まだ湿っているそれら「歴史の生き証人」の一丁を何気なく数行、目で追ってみた。と、そこに見えたのは「……訳官船破船……」と書き綴られた文章だった。

訳官船破船。  
(これはもしかしたら、あの元禄十六年、朝鮮肅宗二十九年に、鰐浦沖で遭難した訳官使の関連記事ではないのか)「いつの頃の史料でしょうか。」  
椎葉さんに尋ねると、それはやはり元禄十六年のもので、江戸で記録された「毎日記」の御国控えだという。

虫損が進んでいて読めない部分もあるものの、記述されている内容はまちがいがなく、江戸から遠く離れた「御国」の海で起きたあの惨劇を伝えるものであった。善隣外交の歴史上、未曾有の海難事故の知らせは、確かに江戸藩邸に届けられていた。一九九一年、韓国国史編纂委員会

# 元禄十六年鰐浦沖破船訳官の 流失人参をめぐって

## 征 弘 藤 齋

のご厚意による史料提供もあり、対馬歴史民俗資料館に架蔵されている史料も混じえて、この訳官船破船についての小論をまとめる機会があった。

(この記事は、あのとときまとめた内容以外の情報をもっているのだから、修復がきちんと終わったら、いつかこの史料を読んでみたい) ほんの期待を胸に、早春の一日を終えようとする資料館を辞したことだった。

そして久方ぶりに件の「毎日記」と再会。あのととき、台の上で乾燥を待っていた修復史料は、整形されまるで芸術品のように仕上げられていた。虫損はやはりあのととき感じたとおりにかなり進んでいた。しかし、残された文章が記録した内容は、現地対馬が緊迫した対応を迫られた事態収拾の日々とは、おおよそかけ離れた内容であった。その内容は、(館では、修復済文書は保存のため史料提供は、マイクログラフフィルム撮影による紙焼複製文書で対応している。)

### 一、訳官船破船、救助は不可能

元禄十六年(朝鮮肅宗二十九年・一七〇三)二月五日、早春の朝鮮国釜山を三隻の船が出港した。正使韓天錫同知、副使朴世亮僉正以下百八人の訳官使一行と、対馬藩士の朝鮮横目黒岩左衛門、中原孫三郎、

船手方の仁兵衛と市左衛門の四名が乗組んだ朝鮮の使船、裁判山川作左衛門の乗船楊柳丸、引船三吉丸。

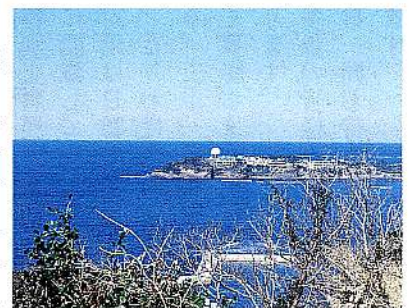
元禄十六年二月五日は、新暦(グレゴリオ暦)では同年の三月二十一日に相当する。晴れた早春の朝、慶尚南道の海を行く船上は、待望の船出に和やいでいたことであろう。初めて日本国・対馬島旅行気分、胸をふくらませていた者もいたにちがいない。

「待てば海路の日和」  
船団は、二月一日に出港する予定であった。ところが天候不順のため、出港は延期されていた。そして運命の出港。

その朝、うらうらとした洋上を吹く風は、中西(北西)の風。釜山港から対馬に南下する航海者にとって、神が与えてくれたような幸運である。

順風。  
帆を上げれば、船足は一気に伸び、海峡渡海は大船気分が終わるはずであった。春霞の彼方に消えゆく故国の山並み、そして目を転ずれば水平線上に輪郭を鮮明にし始める異国の対馬島。

だが、「御渡海」は完了しなかった。夕刻、舷側を歩きたげれば、対馬の地に届きそうなるまで航海した訳官使船は、急変した破天荒の海に消えた。百十四名の乗組の使者たちの命とともに。「宗家文庫史料」(以下「史料」)『毎日記』(表書札方・二月七日)は記録している。訳官百八人乗一艘、裁判山川作



遭難現場海域  
海栗島と右手後方が南風波瀬

左衛門乗船并引船一艘、去ル五日朝者中西風<sup>一</sup>而朝鮮出帆仕候<sup>二</sup>、昼時分ち風強、冲南風<sup>三</sup>成、大風波高ク、八ツ過<sup>四</sup>沖西風<sup>五</sup>強ク吹、其節作左衛門乗船佐須奈方二里程之所<sup>六</sup>乗掛候節、訳官乗船おくれ居候付、作左衛門乗船帆をさけ(下げ)、半時斗待合候得共、次第<sup>七</sup>風強成候故作左衛門乗船并引船者大浦<sup>八</sup>乗込申候、訳官乗船鰐浦方二里余程之所者への者(南風波)乃方へ寄添相見へ候処、帆を下ケ暫者船見へ候得共其以後者船茂相見<sup>九</sup>不申候、御横目中并豊崎・佐護両郷之人数寄合遭船之下知仕候得共、浦口迄茂操候儀曾<sup>十</sup>不罷成大風<sup>十一</sup>而御座候、某儀茂役目<sup>十二</sup>而御関所<sup>十三</sup>罷成居見及承及候段右之通<sup>十四</sup>御座候、不測の事態に備えて、万全を尽くされてきた支援体制も、夜を徹しての救難活動も空しく、生存者は誰一人としてなかった。報告記録は、遭難事故発生の現場となった鰐浦の関所の横目方より、当日の深夜発せら

れた書状を、飛脚として府中（現在の厳原）の対馬藩庁に届けた佐護郷給人福嶋九兵衛の口上である。

地鳴りのするような風と波。まじりともしない閑所の一夜が明けて以来、対馬藩総動員態勢の事態收拾が始まる。遺体の搜索と収容、船漕・荷物の回収、草梁倭館や国内諸方への連絡、遺体送還。国元では苦渋の対応の日々が続くことになる。善隣外交を揺るがしかねない御国の大事は、当然江戸幕府にも火急に報告しなければならぬことであった。

### 二、江戸に届いた遭難報告

百八名の訳官使一行が、嵐に遭難破船し全員が死亡するという大事故は、当然江戸にも報告された。藩では、当初鰐浦から第一報の届いた二月七日当日にも、「右之儀<sup>三</sup>付、公儀<sup>四</sup>御案内被仰上候付、為御使者御供之内方田城沢右衛門被仰付、船中十日、道中五日早追<sup>五</sup>而可被差越之旨被仰付、為御合力左之通被成下ル、沢右衛門へ添飛脚として足軽一人申付ル（「毎日記」表書札）と、使者を発令する早さであった。

が、この使者はとりあえず一旦延期ということになった。報告の使者が江戸に到着するのは、三月十六日になってからのことであった。記録に、

三月十六日  
殿様初而御入国之祝事又者  
天龍院様為御吊礼朝鮮国方譯官  
両使□□處、二月□□之朝彼

地出船之処、洋中□□<sup>（俄）</sup>罷成□□<sup>（地）</sup>へ乗取不得、三四里程之沖<sup>三</sup>而右譯官乗船致破船不残溺死仕候由、依之為御案内田代沢右衛門、足軽左次右衛門被差越今日参着仕ル（御在江戸「毎日記」）

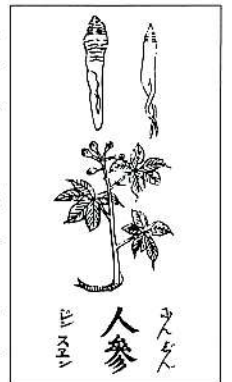
とみえる。三月十六日といえは、事故発生後既にひと月半近く経っている。この頃釜山では、草梁倭館々守嶋雄八左衛門が、一日千秋の思いで待ち望んでいた第一回目<sup>（一）</sup>の遺体が送還された頃である。

訳官使遭難破船、全員溺死は幕府に報告され、諸大名の知るところとなり、対馬藩へは哀悼の意が寄せられている。三月十六日の記録には、「周防守様同御奥様方御使者来ル、訳官渡海之刻致破船御笑止<sup>（一）</sup>被思召候為御見廻御使者被進与之事」（同）等の記事が見える。

御国ではまだその善後処理をめぐって、緊迫した日々が続いていた。しかし、江戸で最も逼迫した問題として浮かび上がったのは人參であった。荒海に悲惨な死を遂げた人命よりも、慟哭の遺族のことよりも破船訳官使船が積んでいたはずの人參。それは対馬藩の貴重な財源となるはずであった。

### 三、対馬藩の人參輸入と販売

朝鮮人參は対馬藩にとって、財政上貴重な貿易品であり、その輸入・販売はこと細かに管理し、営業実績を挙げねばならない重要事項であっ



オタネニンジン（朝鮮人參）  
「和漢三才図会」より

た。封進・回賜、公貿易、私貿易と、対馬と朝鮮を行き交う物流の中で、対馬藩にとって私貿易で輸入される人參は重要な品目であり、日朝貿易は別名「人參貿易」ともいわれるほどである。公貿易でも人參は輸入されたが、この人參は「札単参」と称し、年に多くて一〇〇斤、少ないときで、二〇〜三〇斤であったという。その人參の貴重さを物語る一つの「史料」がある。明和五<sup>（一）</sup>年十一月の史料「看品封進物加役方記録」（朝鮮方）に、ある人參を釜山で手に入れ対馬經由で上方に送り出す例があるのでその流れを追ってみる。

寅正月

正月晦日松浦平藏方之来状  
左記之

一筆令啓上候、崇信應売込之人參之義無由（油）断外向へ致催促候処、去二十四日別市を以人參二十斤売込候筈<sup>（一）</sup>御座候、品位之義茂兼而縷々申達置候得者何卒相応<sup>（二）</sup>有之候可と存義御座候、就右儀要介義飛船方御物相付し中帰国被申付候様館守へ申出則被申渡候間、一兩日内順次第可致出帆候、委細之義ハ其筋可申進候、先以御用向致順来御同然大慶安心之義<sup>（三）</sup>御座候、

御支配別紙不申上候間、各様方此旨被仰上可被下候、去日福襲丸御仕出<sup>（一）</sup>付、此段為可申述如是御座候、恐惶謹言

正月二十四日 松浦平藏

岩崎喜左衛門様  
吉村伴左衛門様  
佐々木伊平太様

右同断平藏方之追啓左記之

追而令啓上候、本書<sup>（一）</sup>申進候通今日人參式拾斤入来候処、内拾七斤ハ好品、三斤ハ次参<sup>（二）</sup>御座候付、拾七斤之内方十五斤百十匁撰取、次参之義物品劣<sup>（三）</sup>相見夜<sup>（四）</sup>入見分難成候付差返申候、委細之義者追而可申進候、先撰取候分儀要介持戻候様取計可申候、此段為可申述如此御座候

対馬藩入手の人參は、正月二十四日倭館に入り、儀要介（大通詞）が飛船で対馬に持ち渡った。人參はまぢがいなく二月六日、府中の藩庁に到着。国内での販売地、取扱い者も決定された。

同（二月）九日

今般儀要介取帰候御物、上方江被差登方之義<sup>（一）</sup>付、我々共心付之趣可申上段頃日申上候処者、上方御仕向取捌之義評議仕居候処、一昨日酢屋孫四郎<sup>（二）</sup>被仰付候段被仰渡奉畏候  
そして役々立会いのもと、二月十

二日、「崇信廳取入之人参今日櫃出し在之候付、於支配并御用掛中見分仕」と、「宝物」の取出しが行われる。

かくして、人参はいよいよ府中から上方へ海上輸送されることになる。

同日

今日井定右衛門・俄藤兵衛上(乗)船付、勘定奉行同然書付相渡候付左記之

一、今度被差登候好品拾五斤百匁、次参百拾匁三箇メ合被差登候、於船中風波等之節各(格)別可被入念候事(傍点筆者、以下同)

対馬藩にとって、朝鮮貿易で手に入れる人参が、如何に重要な商品であったかの一端がうかがわれる。その人参というのは、朝鮮の山野に自生する野生の人参が採取されたものであり、その年の気象や成育環境により、質には大きなばらつきがあった。ために、高価に売れる良質の人参の取扱いは、並々ならぬ神経がはらわれていたことが読み取れる。

また質だけでなく、現地で採取される量も当然年により変動があった。田代和生氏著「江戸時代朝鮮葉材調査の研究」によると、元禄年間における対馬藩の朝鮮人参輸入は、多い年で七年の六六七八斤、少ない年で八年の二九斤、平均すると一六四八斤程となる。(貞享元年から宝永七年までの二十七年間の平均は一三九

七斤)。

このように輸入された人参は、主として江戸で販売されたが、他に、大坂、京都あるいは長崎・博多・田代、それにもろろん御国売(対馬での販売)もされた。江戸での販売は、当初、屋敷売、問屋売、人参座での小売の三形態であったが、後、問屋売は人参座に併合されたようである。江戸人参座における販売価格は、元禄十二年には一斤六八〇目であったものが翌十三年には一〇八〇目に高騰している。対馬藩による明らかな価格操作が指摘されている。

人参は高価でありその利益も大きいことから、潜商の企てが後を断たなかった。前述の人参輸入量も、この数量にさらに、潜商によって非法的に持ち込まれた量加わるのではないかとされている。「史料」のうち「弘化三<sup>三</sup>年四月 坂田屋吉次郎与申者人参潜商之次第」(朝鮮方)によってその一例を紹介する。

町人 坂田屋 吉次郎

右者先般朝鮮罷渡候節品々持渡、其代として稼参老斤嶋掛浮之節取入、西海欠乗場而陸へ板揚置、於此許入質之上色々我儘是不埒之者付、伊奈郷瀬田村給人宮原繁右衛門式拾五ヶ件切奴被成下

一筆申達候、御手船福神丸当正

月帰国之節、乗組之内吉次郎与申者稼参之頼老斤令潜商嶋掛浮之節、夜中密取入渡着之節者西泊へ令欠乗、浦入已前陸へ投揚置、於此許質押詰旅人へ売払不埒至極之者付、吃度懲しめ申付、右入質等付仲人等有之何連も相当呵筋申付候、就右者館濱方役中江茂委曲相達候品有之、於此許も欠乗之節々其所之給人迎番無遅滞様被取斗候者素り之儀、万一持渡之品御制禁を犯し候者於有之者、不安儀此所深々懸念之事候、無申迄儀ながら猶又無油断精力可有之候、此段為可申達如此候、恐々謹言

四月十七日

平田 要  
小川丹下  
田嶋左近右衛門  
平田宮内

笹葉多仲殿  
川本健介殿  
御横目中

企てが露顕した場合、厳科に処せられることは知りながら、人参潜商は多く行われている。成功したときのみまみはそれほど大きかったと思



人参潜商の記録  
露顕した場合厳罰に処せられると知りながら潜商は後を絶たなかった。

われる。この事件では、坂田屋吉次郎の他に関係した三人が罪科に処せられている。

享保六年には、渡海訳官全員による組織的な人参潜商が行われるという、前代未聞の大事件が発生している。

#### 四、対馬藩江戸での人参販売緊急対策

破船し風浪に破砕された訳官船には、人参五六百斤ほどが積まれていたと記録されている。このときの訳官渡海の目的は、対馬藩中興の英主とされる第三代藩主義真(宗氏第二十一代)の弔礼と、第五代藩主義方の初入国を祝賀するものであった。ために慶弔の贈物が積まれていた。その初入国嘉儀についての「別幅」によると、

人参五筋、虎皮三張 豹皮参張 白苧布拾匹 白綿拾匹 黒麻布拾匹 白木綿参拾匹 花蓆拾張 四張付油芭伍部 霜花紙拾卷 花硯参面 黄毛筆参拾柄 真墨参拾笏

とあり、人参も五筋(斤)が含まれている。が、人参は人参でも全く別の人参が積まれていたという。

対馬藩は江戸への使者田城沢右衛門に、三月十八日鈴木儀右衛門同道させ、阿部豊後守・老中に宛て藩主義方自筆の書状に添えて、「口上覚」を提出した。「覚」は、まず破船のてん末を延べ、さらに

右譯官渡海付、人参凡五六百斤程も持越於対州可売渡旨兼而



「義方様御連状控」巻  
(元禄七年ヨリ同十六年迄)

朝鮮表へ遣置候、家来共へも申聞せ置候由、御座候、然処破船仕流捨り当年相調申候人參右之員数程者減し可申哉与存候、依之世上病用差支病家難儀可仕哉与存候

と、人參の損失を報告している(「史料」「義方様御連状控」)。

またこのとき対馬藩江戸家老杉村三郎左衛門は、阿部豊後守のうち、三沢吉左衛門に提出した口上書が、江戸「毎日記」(以下「日記」)にみえる。対馬藩の当座の人參販売対策である。これより「日記」に展開される対馬藩の「人參緊急販売対策」を追ってみる。なお「記録」の中の□□は全て虫損による判読不能箇所である。

口上覚

人參之義只今御当地二百七十斤余有合申候、段々出続参来可仕哉与存罷在候処、今度対州□渡彼国差置候対馬守役人共へ申聞候者、人參凡五六百斤程も

持越於対州可売渡旨申聞候処、乗り船致破船候付、持越候人參流捨たる□候、右之人參買取之御当地早速可差越旨申越置候付、心当仕罷在候処、右之仕合候故右流捨候人參員数程当年之出方必定減差支可申与奉存候、乍此上随分彼国致催促調出様、対州方も段々可申遣旨御座、人參之出方相続可申儀難斗、御当地病家難儀可仕哉与笑止千万奉存候、依之唯今迄毎日三斤余宛売出候得共、右之通拂を候而者五月中旬迄売を□心当御座候、追而出方之様子相知、御当地毎日二斤程宛□候得者六月中旬迄者売続候積り二御座候、乍然減少不仕員数只今迄之通り為私可申候哉若□滞申候て五月中旬方小売人參断絶可仕哉者奉存候、彼国之様子承届候上而、又売高之員数□可奉伺之候間、先此節者近日□毎日之小売二斤程減じ申渡、尤京都、大坂之小売も減じ、可申哉与存候、右之趣可奉御御指図之旨申越候、此段御序之刻何分も宜様被仰上可被下候、奉願候、以上

口上書は「差出候処、則被差上委細御聞届被成候、追而從是御返答可申達与之御事」となり、「人參之儀追而御差圖可被仰出与之御事也」ということとなった。

翌十九日、三沢吉左衛門より杉村三郎左衛門方に「七時罷出候様」

と連絡が入る。そして、件の人參販売については次のような指示があった。

(前略) 扱人參之義者小売被減候而少宛も急難を御救被成候様有之、何とそ中絶不仕相続候様被成可然、尤御油断者有御座間鋪候得共、段々致参来候様、朝鮮国へも御催促可被仰出候、此旨御国へも申上候様与之御事付委細、奉畏候、扱人參拂底候間、重而段々出続候様参来候迄者御三家、御老中様方其外御役人方御用之人參茂只今迄之通者小売処方も差上申聞敷候、弥減少仕差上候而も苦ケル間鋪義候哉与申達候処、其段者此儀候、殊被遂御案内各様御聞被成候上而被減候様□之儀□少も相障□事と、吉左衛門被申聞候(後略)

と達しがあつた。次いで翌二十日の「日記」には「右之通付、京都、而只今迄毎日之小売五兩ツ、而有之候を四兩減シ、大坂而三兩□相拂候を二兩減シ候様与今日右兩所申遣之」とあり、京・大坂での販売量が示達されている。販売量通達は「三町奉行」他へ、「口上覚」でもって通達された。

こうして危急の人參販売は暫定処置がとられた。この対策から四か月近く経って「人參市場」に、明るい変化が現れる。対馬藩は江戸家老杉村三郎左衛門を使者にして、阿部豊後守へ口上書を提出する。七月七日のことである。

口上覚

一、当春朝鮮訊官船致破船候付、人參六百斤程流捨り申候、右之段遂案内候節此後出方之義随分無油断致才覚候様可仕旨被仰付置候故毎度催促申遣候付、彼地差置候役人共色々手廻シ仕朝鮮人自分薬用、嗜置候分迄拾買仕を、人參四百二十斤段□調申候由頃日国元方申返候右之内二百斤余此程参来仕候一、当春方相拂候人參之義、六月中者相続可申由申上置候得共、当年者虫付等茂例年方者少々御座候付、右之積り与者少々相違当月中旬頃迄者相私可申候、今度調出シ候四百二十斤之人參茂只今迄之員数之通相拂申候者、当月中旬方来甲二月中迄相私申積御座候、右之通朝鮮人薬用、嗜置候を拾買相調候訊御座候得者右之外新人參出候迄之内少而茂調出候義者不宜御座候依之毎日之売高唯今相増申儀茂難仕候、此段申上候、以上

七月七日

宗対馬守

阿部豊後守様

朝鮮表の役人たちが奔走して、四百二十斤の人參を手に入れたというしかし、この段階では対馬藩はまだ慎重である。

事態は八月十四日になって好転する。当日、杉村三郎左衛門は「朗報」の記された口上覚を持ち、阿部豊後

守内三沢吉左衛門を尋ねる。が、当の三沢吉左衛門は「今朝頭痛氣<sup>二</sup>有之」と、面会が叶わなかったため秋山惣右衛門に、「人参之儀<sup>二</sup>付奉伺候儀委細家来へ申含候 宜御差因奉願」旨の、阿部豊後守に宛てたその口上覚を託して罷帰る。対馬藩から阿部豊後守に宛られた朗報とは次の通りであった。

口上覚

先頃人參四百二十斤調出候儀并毎日相拂せ申候小売之員數、先月七日□□申上置候、其以後朝鮮表<sup>二</sup>差置候家来共、色々才覚仕又々二百七十斤余調出候由申越候、就夫世上病人多只今の売高<sup>二</sup>而者病用少而差支申由<sup>二</sup>御座候間、当日<sup>二</sup>十月月中旬頃迄<sup>二</sup>毎日の小売相増、一日<sup>二</sup>三斤宛相拂せ申度候、冬<sup>二</sup>至候而者病家茂只今程<sup>二</sup>者有御座間敷哉と存候間、十月月中旬頃<sup>二</sup>十二月迄<sup>二</sup>者二斤宛<sup>二</sup>減之來年正月<sup>二</sup>又二斤半□□申度候、左候得者三月中旬迄□□此段如何仕候哉此以後弥以無油断才覚可仕候、此旨為可奉伺以使者申上候、宜御差因奉願候、以上

八月十四日

宗対馬守内

杉村三郎左衛門

阿部豊後守の回答は当日「切紙」にしたためられて対馬藩に届けられた。次の通りである。



修復され仮綴された「毎日記」

石印抄本「阿部豊後守の日記」  
 元禄十六癸未年正月三日迄  
 毎日記  
 三沢吉左衛門  
 依り不承云進之

江戸藩邸に届いた破船の報  
 御在江戸「毎日記」  
 (元禄十六癸未年正月三日迄)

今朝杉村三郎左衛門方御使者被遣之、人參最善被仰聞候外二百七十斤余致才覚候旨一段之儀存候、就夫段□□被仰越候之趣各江茂申談候御書付之旨尤候間紙面之通可被仰付候、右之段為申述如此御座候。

八月十四日

阿部豊後守

宗対馬守様

訳官船破船、全員遭難死という悼しい事故の善後処理に、倭館と東萊府が苦悩する中、「朝鮮表<sup>二</sup>差置候家来共」が、どのようにして矢つぎ早に人参を手に入れたものか。あるいは出荷調整でもしたものか。ともあれ対馬藩の人参販売案は認められた。計算づくの市場操作が見え隠れ

しないでもない。対馬藩はその日の内に、佐治宇右衛門を使者として、宗対馬守名の礼状を阿部豊後守宛届け、朝、「頭痛氣<sup>二</sup>有之」った三沢吉左衛門には、「対馬守薬用之内」の人参五両をすかさず届けている。対馬藩の如才なさともいおうか。人参の一日の販量は早速翌日から実施されている。なおこの年の対馬藩の人参輸入高は、六百三十二斤で、前年の一〇七四斤、次年(宝永元)の一七〇一斤に比べ減少していることは事実である。

おわりに

秋八月。遭難の現場対馬では一応の善後処理は終了している。善隣外交のはざままで、ずたずたになりかかった信頼の絆は、日朝双方の努力で回復された。人命救助、遺体の搜索、収容、送還、船漕の回収、郷夫の大動員、と破船直後から現地の夜を日に接いだ苦難は、幾度となく海峡を往来して続いた。裁判山川作左衛門の責任問題、東萊府の焦燥、不信感の矢面に立たされる草梁倭館。越えねばならない試練が、滝のように対馬藩国元に襲いかかった。倭館では開市も閉鎖され、対馬藩飢餓の危機に晒されたのだった。

となったのは、藩の死活問題に関わる人参販売対策であった。朝鮮貿易の潤いが、藩財政を大きく支える対馬藩の悲しさともいおうか。

同年の十一月九日、「今日吉日<sup>二</sup>付御婚礼御調被遊<sup>二</sup>」(日記)と、藩主義方は結婚する。このための物入と、「去年者領地大分致損毛其上当春訳官乗船破船人參過分<sup>二</sup>相捨<sup>二</sup>旁失却多弥不勝手罷成、当之償も難成」(同、七月十二日)言い訳をもつて、御引替金上納の延引を願い出て許される。巧妙に、「物流」と「口上」を操作する対馬藩のしたたかさともいおうか。元禄十六年<sup>癸未</sup>年の訳官船破船に関わる、国元と江戸の記録を読み比べるとき、対馬藩の異質性を帯びた多重性が胸に迫る。

註

- (1)「館守毎日記」(宗家文書・国立国会図書館)
- (2)遺体が送還されて来ないことに怒った遺族が、二月十六日倭館に乱入、藩士に負傷者も出た。東萊府からも、遺体、船漕、寄荷物を送還に付程度の催促がなされ、館守嶋雄八左衛門はつらい立場に立たされていた。(宗家文書「訳官船破船一件」・韓国国史編纂委員会)
- (3)「訳官船破船一件」(同)
- (4)田代和生「近世日朝通交貿易史の研究」創文社
- (5)川島祐次「朝鮮人参秘史」八坂書房
- (6)「近世日朝通交貿易史の研究」P.286~287の座敷光・人参座の統計
- (7)「同」貿易帳簿記載高の平均値
- (8)田代和生「江戸時代朝鮮薬材調査の研究」慶応大学出版会
- (9)第四代藩主義倫は、製封して僅か二年、二十四歳の若さで逝去。退休の義貞が再び対馬治政にあたる。
- (10)「江戸時代朝鮮薬材調査の研究」
- (11)「訳官船破船一件」

はじめに

資料館の窓から西の方を眺めると地上三層構造の渡り櫓が目に入る。国指定史跡金石城跡の入り口にそびえ立つ金石城櫓門である。この門は竹下内閣が実施した「ふるさと創生一億円」事業として、厳原町が観光のシンボルにと復元したもので、平成二年十一月に完成した。木造二階建本瓦葺の門は、地上からの高さ十五メートル、屋根の上には鯨がのり、天守閣の面影を偲ばせる。昨年のクリスマスイブからはライトアップされるようになり、夜空に浮かび上がる姿は厳原を訪れる人たちの目を楽ませてくれていた。

## 一、金石城の歴史

宗家島主十代貞国が、国府を佐賀から厳原の中村に移したのは文明十八年(一四八〇)のことであった。その後大永六年(一五二六)、十四代将盛は居館を今屋敷の「池ノ屋形」に移したが、享禄元年(一五二〇)に宗氏一族の内紛により屋形が炎上。将盛は清

## 金石城櫓門の焼失

水山南麓の金石の地に「金石屋形」を建築し、そこを居城とした。以後この金石屋形が宗氏の居城として機能することとなる。

その後、文禄

## 篤

の役、柳川事件など、対馬藩の存亡に拘わる難局を切り抜けた宗氏は、二十一代

## 西山

義真の時代に活況を呈する朝鮮貿易を背景に黄金時代を迎える。義真は寛文五年

(一六六五)に国分寺を日吉に移転し、その跡地も含めて金石屋形を整備し、さらに同九年には屋形の大手門に城櫓を起こした。また一方では、延宝六年(一六七八)に棧原屋形を新築。この後、一般には棧原は御屋敷、金石城は御城と呼んで区別されることとなるが、一国一城制の江戸時代において、城と認識されたのは金石城であった。

## 二、櫓門の焼失

将軍家斉の襲職を賀する朝鮮通信使が渡来し、府中において聘札が行われたのは文化八年(一八二二)であった。それから二年後の文化十年(一八



御城之御櫓門焼失御再建記録

一三)八月二十四日夜半、突如として金石櫓門から火の手が上がり、本櫓及び脇櫓が全焼してしまった。この時の藩主義功は、江戸在府中。国家老は、とりあえず江戸屋敷へ第一便の使者を立て、焼失の状況を報告した。

今晩丑上刻頃、金石御屋形御櫓門脇手<sup>二</sup>有之御鉄炮<sup>三</sup>方役人罷出候所より出火、直<sup>二</sup>御櫓門<sup>三</sup>移り即時<sup>二</sup>類焼、寅ノ下刻相鎮り、則其場所<sup>二</sup>絵図面之通<sup>三</sup>有之

つまり、午前一時半頃櫓門脇手にあった鉄砲方役人の詰め所から火の手が揚がり、すぐに櫓門に燃え広がった。午前四時半頃鎮火したが、焼失したのは絵図面の通りである。

さらにこの手紙には出火の原因や消火の様子、被害状況などが詳しく記されているが、要約すると以下のようなものであった。

①火元となった鉄砲方の詰め所は、現在新旧の役方が交代の時期であり、昨日も旧役藩士が出勤していたが、火の元をおろそかにしていたようである。

②櫓門には藩の大小の鉄砲が保管されていたが、火は櫓門の左右の長屋の弾薬庫にも回りそうな勢いであっ

たので、龍土水(消火用ポンプ)を使って急ぎ消火し、弾薬も手早く外に運び出したので何とか類焼をくい止めることができた。

③結局、全焼したのは本櫓と脇櫓の二箇所で済んだ。

④通信使来聘の時に建てた施設や番所長屋などは多少被害があったが、大事には至らなかった。

⑤大小の鉄砲は五百二十二挺が被害にあい、櫓の二階に釣るしてあった太鼓や鉄砲の付属品は焼けてしまった。

⑥大筒は過半は使用可能の様であるが、詳しく調べてみると何とも言えない。小筒は役に立たないようである。

続いて二十六日には、第二便を江戸へ向けて出発させ、焼損した鉄砲を鍛冶職人に調べさせたとところ大部分は使用可能であること、焼失したと思われた太鼓は別の場所にある、無事であったことなどを報告している。また、こうした状況報告と合わせて、

・対馬は異国からの防衛を任としていた藩であり、鉄砲がなければその任を全うできないこと。

・幕府への報告は他の大名の例を参考にし、くれぐれも手抜かりの無いよう計らってほしいこと。

・鉄砲製造や櫓門再建のための材料を今から確保するよう、各郡へ指示したこと。

・出火の責任者の処遇については、一時差し控えておくこと。  
 など、国元の実状や今後の見通しにも言及している。

その後、閏十一月七日には関係者への処分が行われ、出火時の鉄砲方役の大庭鉄蔵はその責任を問われ、扶助米四十七俵の内の一石が減ぜられ、同じく伊藤八右衛門は、当日出勤していなかったため役を免ぜられるだけで済み、その他の者はお咎め無しとなった。また消火に功有った内野一八には銀五枚、大庭茂兵衛と龍田平作には銀三枚が、御鉄砲組の与五右衛門と茂兵衛には御徒士までの養子縁組が許されるなどの褒賞も行われた。

三、再建への課題

今回の一件で特に對馬藩が頭を痛めたのが、一つは櫓門や鉄砲を再建するための費用をどう捻出するかということ、もう一つは再建について幕府の許可が下りるかという二つの問題へどう対処するかであった。

第一の再建費用の問題については、元來耕地が少ない對馬は、外交と国防の大

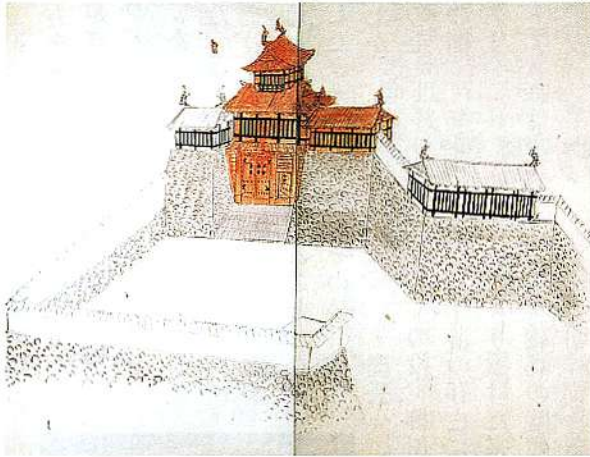
役を担っており、特に通信使に拘わる費用や朝鮮貿易の衰微による利益の減少など、藩財政は窮乏していた。そのため、對馬藩は延享以後度々幕府からの財政援助を受けており、殊に安永五年(一七七六)からは毎年一万二千兩給付されるなど、幕府からの補助金に頼り切っていたのが実態であった。こうした現状であるため、今回の件について幕府へは文化十年十月に、

對州府中城内武器差置所就破損、普請中設置候小屋方八月廿四日丑刻出火、脇矢倉江火移大手櫓門共焼失、卯之刻鎖火仕候、尤武器類之内別紙之鉄砲并相属候諸具共致焼亡候、右之外別状無御座候、此段御届申上候以上

十月十日

御名

焼失部分を朱色で示した絵図



砲を以相備候事、御座候処、必要之品右之仕合御役場罷在候而ハ、片時も其困難差置」と藩の窮乏や防衛のための鉄砲の必要性を訴え、続けて「手当年々拝領被仰付候老万式千兩之内、当節壹万兩拝借被仰付被成下年々千兩ツ、御引取上納被仰付被成下候様奉願上度奉存候」と、給付金一万二千兩の内、一万兩を借用し、返納は年千兩の年賦にしてほしい旨を訴えている。

こうした嘆願が実を結び、對馬藩は翌文化一一年(一八一四)四月十六日に土井大炊守より

去秋在所櫓門并鉄砲數多焼失可為難儀候、是迄拝借金も多分之義、候得共、格別之以思召金式千兩拝借被仰付候、返納之儀者御勘定奉行可被談候

と二千兩拝借の許可を得、さらに御勘定奉行肥田豊後守からは、来る亥年から申年まで年二百兩ずつ十九年賦で返納すること、五月一日二千兩渡すことを指示された。要望通りの金額ではなかったが、藩主を初め一同安堵したのであった。

第二の幕府への許可については、

幕府は武家諸法度の中で、「諸国居城修補ヲナストイエドモ、必ず言上スベシ。況ンヤ新儀ノ構營堅ク停止セシムコト」と、城の新築を禁止し、改修についても報告を義務づけているため、櫓門再建に当たっても對馬藩は細心の注意を払わなければなら

なかつた。例えば、江戸表からの書状にも、「公義御作法ニ相拘り候事故手安難取斗候」「堀普請堀泥上ケ等之儀ハ謂ル墨を高シ堀を深くする之訳ニ而御届方ニ而ハ不相濟」など、神経をとがらせている様子が窺える。また、再建工事についても、

御城ニ属シ候御普請者、外々と違別而其訳重く、既ニ公義御代替之毎度武家諸法度ニも墮墨石壁等之敗壞之時ハ達奉行所可更差図也、櫓屏門以下ニ如先規可修補事与被仰出置、則今般御再建之御矢倉門先規之形ニ毛頭も振レ候得、忽御作法ニ相係り、甚大切なる訳第一ニ厚く可有艱認候

と、工事関係者へ通知し、最大限の注意を払うよう指示している。こうして慎重に準備を整えた後、

對馬藩が櫓門再建の伺いを幕府へ提出したのは、文化十四年(一八一七)二月五日である。

一筆致啓上候、對州府中城大手櫓門并脇櫓一箇所、去酉年致焼失候依之右櫓門并脇櫓如元取建候様仕度、別紙註絵圖奉伺之候、可然様御差図被成可被下候、恐惶謹言

八月十一日

松平伊豆守様  
 土井大炊頭様  
 青山下野守様  
 酒井若狭守様

これに対し幕府からの再建許可が出たのは同年十二月十一日であった。



對馬国府中城大手櫓門并脇櫓壹ヶ所焼失付而、取建之事絵図朱引之趣得其意候、伺之通知元可被申付候、恐々謹言

文化十四丑十二月十一日

酒井若狭守

阿部備中守

青山下野守

宗對馬守殿

四、再建の経緯

こうして再建の目途が立った対馬藩では、各郷の奉役から道具や材料などの援助の申し出が相次ぎ、国を挙げての準備が整えられることになった。

まず再建のための掛が任命され、以下の面々がその任に当たることとなった。

- ・御普請御用掛大勘定 山下寛次郎
- ・同御勘定奉行 小田次郎兵衛
- ・御普請掛 吉副小次郎

同

齋藤作右衛門

- ・御普請方手代 石田万兵衛
- ・御作事方御普請方引切 箕原武八
- ・御普請方表目付 佐々木伊右衛門
- ・御普請御用掛勘定手代 藤小次兵衛

御徒士目付兼勤

大工頭

大工小頭

同

三山芳右衛門

また、上川郡右衛門、陶山郡蔵や御鉄砲組中の者には、再建中の火の元管理のため、不寝番が命じられた。

(1) 新立

文化一四年(一八一七)二月十五日、起工式である「新立」が行われた。

新は木挽で荒取りした粗材を更に削り整えてカンナにかけられるようにする道具である。

今日就吉辰、御矢倉御普請新立有之候付、御用掛り之御勘定奉行并掛り役々御普請方へ罷出ル

吉日を選んで、関係者が集まりこの儀式が行われた。

(2) 柱立

新立から一年後の文政元年(一八一八)二月七日には柱立の式が行われた。この式では熨斗昆布、白米、扇子、木綿等がお供え物として準備され、滞り無く終了した。

(3) 上棟式

さらに柱立から九日後の二月十六日、上棟式が実施された。式には御神酒、鏡餅、白米、黒米(玄米)、麻、木綿、お金などが供えられ、式後にはそれらの品々は

大工頭以下に与えられた。

(4) 門成就

こうして節目毎の儀式もつづがたく済み、いよいよ櫓門が完成したのは、同年四月一日であった。工

事が始まって一年余り、焼失からは四年半の月日が経過していた。

再建された櫓門の主な寸法は以下の通りである。

本矢倉 御再建

惣高サ四丈六尺八寸(一四・四二〇)

惣幅式丈式尺六寸六歩(六・九〇)

梁間壱丈三尺三寸(四・〇〇)

中之重桁間三丈三尺五寸(一〇・二二五)

同梁間壱丈六尺六寸(五・〇〇)

上ノ重桁間式丈五寸(六・二二五)

同梁間壱丈式尺六寸(三・八〇)

御再建脇矢倉

桁間壱丈九尺八寸(六・〇〇)

梁間壱丈三寸(三・一〇)

高壱丈式尺三寸(三・六〇)

(5) 御通初

四月三日には家老が見分を行い、最終的な検査を行った後、四月七日

盛大に御通初が執

り行われ

た。式の

際、藩主

の名代は、

田嶋左近

右衛門が

仰せつけ

られ、家

老以下諸

役は麻上

下を着て

を行わ



平成2年に再建された櫓門

参列した。式は概略次のように行われた。

①櫓の巽の方角(南東)に壇を設けて、その上に萱、真菰を並べ御幣を三本飾る。

②御神酒、熨斗昆布、勝栗、米、香花を供え、弓矢を飾る。

③名代は櫓へあがり、社職藤六右衛門が祝詞を読み上げる。

④射業稲留最治は弓矢を取り、良(北東)の方角に向けて矢を放つ。

⑤名代は櫓よりひとしきり演説を行い、その後は御神酒・肴を戴き、櫓から降りる。

⑥諸役以下大工頭犬東與兵衛までは、同じく肴を戴き、終わると大手御番所前に整列し、名代を見送る。

その後名代田嶋左近右衛門が棧原の御屋敷へ向向き、御櫓門御通初の式が滞り無く済んだことを奥へ報告した後、関係者へ酒が振る舞われた。

終わりに

再建された櫓門はその後一世紀に渡り対馬藩のシンボルとして存在し、歴史の移り変わりを見守ってきた。

しかし、明治になり廃藩置県の実施と共に宗家による対馬支配は終焉を告げ、藩政の中核であった棧原の屋敷を初め、金石城内の建物などは次々に撤去されていった。そうして

ついには金石城の櫓門も大正八年(一九一九)に解体され姿を消したのであった。

※参考文献

・新対馬島誌 ・ 厳原町誌 ・ 豊玉の民俗

# 大船越瀬戸の開削

松島 庄三郎

## 一、天龍院時代

宗家二十一代義真公（一六三九—一七〇二）の時代は、世情も平穏で対馬藩の黄金期といわれている。天龍院時代と称される三代藩主義真の治世約四十年間は、銀山経営や朝鮮貿易が好調で、藩は巨富を得、その豊かな財力を活かして数多くの大事業を施工している。その代表的なものは大船越瀬戸の堀切、棧原屋形の造営、城下町づくり、藩校の創設、やらいの築堤、お船江の構築、佐須奈関所の開設等である。当館架蔵の「宗家文庫史料」（以下「史料」）記録類によれば、この期に来島した譯官使は左の通りである。

万治二年	義真家督之賀 義成死去	六十五人
万治三年十月	甲詞	六十六人
寛文三年三月	義真帰国之賀	七十二人
寛文四年十月	義真帰国嫡子彦満誕生	七十二人
寛文六年十月	義真帰国之賀	七十八人
寛文七年十月	義真帰国之賀	七十六人
延宝三年十月	義真帰国之賀	七十六人
延宝六年十月	義真帰国嫡子義倫初而	七十二人
	御目見儀	百二人
延宝九年正月	厳有院様 甲詞	九十一人
元和元年十月	信使講定節 等	八十七人
元禄二年七月	義真帰国之賀	五十九人
元禄九年十月	義倫死去 甲詞	九十八人

以上十二回、計九百三十四人が来島。それに天和二年八月、第七次朝鮮通信使四百七十人の来島も加わり、この期は朝鮮との交易が盛んであった。

同記録「宗家系譜」には、義真公について左のような記事がある。

宗平義真 寛永十六年生  
對馬守義成 第一男  
幼名 彦満 於江戸生  
明暦三年十二月廿七日家督十九歳

元禄十五年八月七日下世 享年六十四歳

法名 天龍院嚴宗屋大居士

これによると、義真は江戸生まれで十九歳で家督を継いでいる。この期は我が國最初の小学校（藩校）創設等文治の上にも見るべきものが多いがこの時代を代表する大偉業は大きな土木工事を竣工したことであろう。なかでも大船越瀬戸の堀切は光っている。小稿ではその偉業について宗家文庫史料をもとにして概述する。



大船越瀬戸の現況

相次ぐ拡張工事や浚渫工事等によって瀬戸周辺は大きく様変わりしている。瀬戸左岸より約10m入った権現山中に郡奉行志賀甚五左衛門の石燈籠がある。

## 二、大船越瀬戸の開削

もともと大船越の地は、浅海湾が深く入り込んだ入江で、その東手には権現山が横たわり、東海と西海とを遮っていた。そのため、古来より西面の年貢等を府中に運送するのに大変苦勞したという。その頃の様子について「津島記事」は、次のように記している。

### 大船越村

此地原西海浅茅浦與東海隔一小丘猶小船越州人乘舟東西往來者到而處剝載運轉曳虛舟而越小丘是所以名船越也小船越丘陵陵大於大船越而只可曳扁是所以者大小之名也其曳舟權現山東真濱開鑿迫門之後西邊諸浦往來於國府者免曳舟之勞海東記作吾甯羅仇時「大船越」という地名の由来や古人の苦勞の様子が記してある。東海と西海との往來は、積荷を降ろし、空船にして小丘を曳いて越え、再び浮かべて積荷し航行しなければならなかったという。

「この地峽を堀切つて、水路を通して欲しい。」

このことは、久しい間の島民の悲願であった。その願いが満たされたのが寛文十二年のことである。このことについて、藩は幕府に願出をし、幕府より許可がでたのが、寛文十一年三月八日である。宗家文庫史料記録寛文十一年三月八日の条り。

船越堀切之儀今度江戸表ニ而被得御内意可被仰越之旨奉得其意候

三月八日 杉村三郎左衛門  
樋口孫左衛門殿



寛文11年3月8日付「宗家文庫史料」国元表書札方記録に記してある大船越堀切についての認可の条り。

このことから、大船越瀬戸の堀切普請は、寛文十一年三月八日、幕府の許可を得たことが分かる。そして、同年十月廿三日、藩は現地を見分して絵図を作成し上府した条りがある。（御郡奉行「毎日記」）大事業である。周到な事前調査や計画、測量を実施した上で普請に着手したに違いない。宗家史料御郡奉行「毎日記」（以下御郡奉行「毎日記」）寛文十二年正月七日の条り。

大船越普請入用之諸道具船三艘 二而大原三郎兵衛庄村源右衛門 罷下当十一日ち普請初ル筈也

正月十一日より、普請を始める。それに入用な諸道具を船三艘に積んで運び入れたという条りである。翌九日には、普請奉行伊藤弥兵衛、志賀甚五左衛門の両人が、定日用の肴や諸道具を船三艘に積んで現地入り

した記事がある。同御郡奉行「毎日記」正月十日の条り。

明日大船越普請御初有之ニ付酒壺斗入四樽調下レ候与昨日兩人申来候故則相調舟ニ而可差下處風荒有之故歩行ニ而式駄村送ニノ差下

正月十一日の御入の儀に使用する酒四樽を馬二頭に積んで陸路大船越村まで届けた記事である。船で運ぶ予定だったが、時化のため変更したとある。府中浦から大船越までの海路は、荒天時の航行は難儀である。耶良崎を出た時点より風波が一段と強まり、途中大梶崎という難所もあって、小舟での航行は厳しい。それに大船越の東の浜付近への着岸も容易ではない。

正月十一日御初の日は、晴天西風とあり、藩は黒米廿五俵、筵、薄縁繩其の外いろいろを枝舟で現地に搬入している。また普請の人夫は、広く島内八郷に割振って集め、賃金も支払った記事がある。同御郡奉行所「毎日記」寛文十二年二月の条り。

同二月朔日 曇  
定日用拾人雇候内六人歩行ニ而大船越江差下ス

同二日  
定日用十人之内四人残り候分歩行ニ而差下ス

二月五日 晴天  
御評定場ニ而大船越御普請ニ大普請越者日用ニ召連遣候賃銀一匁宛ニ可被仰付哉之由采女殿江

申上候処其通りニ被仰付候

四月五日

大船越御普請場小頭共賃銀之事申入三月五 一日壱匁五分充申付ル

以上の記事から、人夫賃は、当初一日一匁であったが、三月より壱匁五分に変更したようで、そのため、藩は、たびたび普請米や銀を現地に届けた条りが「毎日記」にある。

二月七日 黒米白米 五十俵

二月廿九日 黒米 五十俵

四月十三日 黒米 廿二俵

四月廿八日 荷物下帳ニ有之

七月八日 銀四百目

八月十二日 銀貳貫四十壱匁分

同資料表書札方毎日記寛文十二年六月廿日の条り。

六月廿日 雨天昼方晴ル西風

伊藤弥兵衛大浦権右衛門宅へ罷出申聞候ハ大船越方昨晚上府仕候

船越堀切西東之堤堀汲候而船越シ候処、塩いきの様子もか

つこう能御座候、当年ハ、七月時分迄大形請仕回申候 而來春迄大塩之時分仕阿け可仕候通

案内申候ニ付弥兵衛同道仕候而御取次ニ而遂披露

堀切の西東の堤をほり割って海水を通してみたが、潮いきや流れもよ

かった。当年は七月時分まで普請をして、仕上げは来春の大潮どきに行

う予定である旨報告した記事である。同御郡奉行「毎日記」の条り。

七月十九日

大船越御普請之用御作事掛衆方

甫串六丁まへかき十丁借用仕候

ヲ則返進仕此方手形遣置候ヲ取返シ申候

普請のとき借用した甫串等を返済し事務手続も終了したとある。当時の

普請は、つるはしや甫串等を用いてのすべて人力によるもので、この普

請には多くの農民が動員されている。同御郡奉行「毎日記」の条り。

八月廿二日

大船越御普請仕舞村瀬作兵衛庄

村源右衛門罷登ル

六月廿日報告の時点では、七月頃で大方終わるだろうと見当つけていた

が、普請の方は予定通り進行しなかつたものと察せられる。従って、堀切工事の一期終了は八月中旬頃と推論するのが至当であろう。八月廿二日普請諸関係役人は現場を離れたとある。つづいて同「毎日記」の条り。

九月十三日

大船越御普請ニ付作損之分麦五俵被成下候 則御米蔵ニ銀五拾目平間與右衛門ニ為持遣ス手形参。

同十四日

大船越御普請入目之算用相極別帳箱御勘定所江差上置重而隙次第御聞被成与え之儀也

藩は普請に伴う作物の損料を関係者に支払い精算したという条り。五月、

六月は麦刈り、田植え、芋植えの時期で、農民は猫の手も借りたい程の忙しい時期である。

同御郡奉行「毎日記」の条り。

極月七日

大船越渡守之儀田代仁左衛門望

申二付訴状差出候趣

大船越渡守老人被付被遣候趣奉

得其意候

瀬戸堀切りによって、渡し役が必要

となった。そこで藩はその渡守に田

代仁左衛門を任じ、「丑年己巳年迄」の五ケ年間勤めたら、拝領銀三

百五拾匁は返済せずともよいという

この渡しは、やがて藩から村人へ、

そして小田氏へと受継がれていく。

延宝元年同御郡奉行「毎日記」の

条り。

三月二日

大原三郎兵衛庄村弥右衛門大船

越へ罷下ル

同六日

今日大船越江石槽だんべい差下

并玄米五十俵 銀三貫目指下ス

三月十日

大船越御普請ニ付甫串鶴はし之柄在之申下ス并加増之人夫割是又申下ス

春三月の大潮時を利用して、いよ

いよ第二期普請を始めるといふ条り

で、藩はそれに入用な諸道具、米、

銀をだんべいに載せて現場に搬入し

たとある。二期工事用にと藩が搬入

した物資は左の通りである。

三月十二日 黒米 百俵

三月廿六日 玄米 貳拾俵

三月晦日 銀 壱貫五百目

四月六日 銀 三貫拾八匁

卯月十七日 白米 拾五俵

五月九日 銀 貳拾匁

五月十日 白米 拾五俵銀貳拾

目

同御郡奉行「毎日記」延宝元年の条り。

三月十一日 今日大原三郎兵衛大船越へ罷下候  
比便二縄残其外送状二而差下ス

三月十七日 大船越方寺田案右衛門上府

三月晦日

大船越御普請役目代り坂本仁左衛門 高尾才右衛門罷下り

銀老貫五百目大船越御普請役目庄村源右衛門浅田少兵衛方へ差下ス

五月十六日

大船越方石槽だんべい式艘上之大石数積登り中間進左衛門小頭市左衛門同松右衛門 上府

五月十八日

大船越御普請場諸事仕舞浅田勝兵衛庄村源右衛門中間金左衛門其外同雇之者不残召連上府

二期工事は、延宝元年五月中旬に終了し、八月十日には、嶋雄仁右衛門、大原三郎左衛門、坂本仁左衛門、浅田勝兵衛が普請場に行き、普請関係の精算を済ませた記事がある。同御郡奉行「毎日記」延宝三年の条り。

正月九日 晴天西風

式日御寄合ニ嶋雄仁左衛門罷出ル 大船越堀切御普請被仰付候間諸事用念仕候様ニ被仰候御出座杉村采女殿平田単人殿與頭浅井平右衛門殿雄御目付内山郷左衛門殿

第三期工事を始めるに当たり、嶋雄仁左衛門が普請奉行を仰付けられ用具等入念に点検するよう申付けられた条りである。三期工事のために搬入された諸品は左の通り（「毎日記」）。

正月廿四日銀五メ匁白米五十俵  
同 廿七日 白米百俵こ屋道具  
二月廿七日 白米百俵  
三月四日 白米手船老艘田舎船老艘

同「毎日記」延宝三年の条り。  
二月廿八日曇天北風  
大船越御普請方為御見分杉村采女殿 平田単人殿 吉川三郎兵衛殿 龍田三右衛門殿 小早式艘二面御下り被成候 嶋雄仁右衛門相附下ル則夜ル五ツ時分御帰りに被成候

五月朔日 浅田少兵衛大船越江下ル庄村源右衛門大船越方上府  
五月八日 南風 小だんべい大船越方罷帰ル諸道具共ニ御船掛り江相渡ス

五月廿二日、藩は普請日用小頭、道具掛、中間等普請功労者に謝金を贈った記事がある。三期工事は五月上旬頃終了している。

第四期工事の開始は、延宝六年二月である。同御郡奉行「毎日記」の条り。

延宝六年二月八日 大船越御普請ニ付夫之飯米為用 白米貳拾俵御使方請取使梅野五右衛門代銀重而相渡シ申答

三月十三日 雨天南風

大船越堀切御普請ニ付人夫飯米用ニ白米貳拾俵并入用諸道具 枝松三艘二積下ス。内老艘比方之手船式艘ハ町方借船也  
このほか普請米として、二月廿七日白米貳拾俵、五月十二日白米拾俵現場に届けた記事がある。

同御郡奉行「毎日記」延宝六年の条り。  
五月廿日 曇天西風  
大船越御普請仕舞 幾度沢右衛門吉村喜三郎秋山孫兵衛関岡忠兵衛中間進左衛門 上府

これにより、第四期工事は五月中旬に終了したことが分かる。  
延宝六年五月晦日、藩は例により普請の功労者の夫々に礼金を贈って謝している。即ち、吉村喜三郎銀貳枚、秋山孫兵衛銀壹枚、浅田少兵衛銭参貫文、梅野五右衛門銭参貫文、中間與右衛門・半左衛門八兵衛・六左衛門・進左衛門・弥左衛門等六人に老入銭貳貫文宛、長崎市左衛門銭参貫文、小頭善右衛門、九郎助兩人に老入付銭壹貫文宛配布した記事がある。

寛文十二年正月に起工した大船越瀬戸の開削普請は、莫大な資金を投じ、延べ三万五千人の人手によって延宝六年五月に終了した。その後、拡張工事等があり、全長約二六〇米、幅約五〇米の瀬戸が開通した。地元住民は固より、島民の喜びと感激はいかばかりか。この偉業により東海と西海との往来は、便利になり瀬戸

を通過する船も増えたという。

三、瀬戸に番所等を置く

瀬戸の開通によって、瀬戸を通過する船数が多くなった。そこで藩は航行する船の積荷を改めるため、番所を置き密輸等を取り締まった。禁制の武器や酒類等を主に検問した。その番所を「口留番所小船改」と称し、役人を置いた。



宗家文庫史料御郡奉行「毎日記」  
宝永3年正月28日 大船越堀切之船改役小田庄兵衛より大浦忠左衛門への「口上覚」

同御郡奉行「毎日記」の条り。  
宝永元年三月廿二日

大船越堀切往来之船改役目村給人小田庄兵衛被仰付候為仔料毎歳麦八俵宛被成下候事  
右之趣 可被申渡 以上

小田庄兵衛を口留番所の役人に命じ手当として年間麦八俵を給するといふ。検問要項が決められ、庄平衛に配布した覚書がある。  
ところが、折角開削した瀬戸も台

風等の高波や大水により、瀬戸口が土砂で埋まる等の災害が再三起きた。放置すると、瀬戸が浅くなつて船の航行が不能になるので、藩は瀬戸を浅くしなければならなかった。そこで藩は瀬戸に「浚役」を置き、せどさらえを毎年実施してきた。(同「毎日記」)

延宝七年七月廿六日  
去廿一日之風波二大船越石垣打崩し候二付為見分大浦九郎左衛門指下崩し候石垣之絵図仕參被申二者写之大浦忠左衛門殿へ書状相添差登ス  
右同断奥村喜右衛門具之書付記之

口上覚  
去ル十三日風波二大船越瀬戸口破損仕候付別紙絵図二仕右破損之間敷書付差上二申候 就夫小舟之分者通船差支不申候得共十五反之船之分者通船難相成御座候 依之來月田実潮以後人夫百五拾人程被召仕候て崩込居候土砂大抵浚上可申候 其外御普請之儀者來春之潮二被付度御事存候 比段も等二付申上候間何分二も御吟味之上被仰付可被下候以上

辛酉七月廿日 奥村喜右衛門  
瀬戸浚役奥村喜右衛門よりの災害報告の条りである。絵図も描き付している。小規模災害の場合は、このように奥村氏が指揮し復旧工事を施工したようである。同「毎日記」によればこのあとも度々災害を受け、そ

の復旧工事に難儀したようで、瀬戸口が土石で埋まり困つた条りがある。

四、せどさらえ

宗家史料御郡奉行「毎日記」を見ていくと瀬戸口が埋まって船が航行不能になったり、瀬戸が浅くなるなどの自然災害は何回も起きている。時期は夏から冬にかけて多く、台風の襲来によるものである。同史料「船浦方番所・関所」記録の条り、

大船越瀬戸之義去十四日之夜之大雨風ニ而土砂ゆり揚大小船通交難成浚方之儀方被仰付  
同九月六日

右浚方の儀相達置夫二付兼而六十人奥村喜吉江御國船旅船田舎船より取置銀を以堀浚方差配被仰付置之処 当節者大造之御普請二付同人差配二而者急度二相兼之趣相聞候付以來右休大造御普請之節ハ御郡奉行所差配被仰付田舎船世話差免置人夫江卷升飯米被下候尤御國浚船取立銀ハ是迄之通

藩は瀬戸を通行する船から、「通行料」(帆別銭)を徴取し、それを「せどさらえ」の費用に充当していた。「毎日記」に記されているそのほかの瀬戸災害は左記の通りである。  
○文政六年七月廿九日 瀬戸口埋  
○文政十一年九月廿五日 同 右  
○元治元年十二月廿二日 瀬戸破損  
○慶応二年九月三日 番所大破  
瀬戸埋没を防備するため、藩は毎

年一回せどさらえを実施した。それが後年大船越村総出のせどさらえとなり、毎年春三月の大潮どきに実施されてきた。



護岸工事、浚渫工事が施工され海岸道路も付設された大船越瀬戸。中央には、朱塗りの鉄橋「大船越橋」が架設され、国道382号線の一環としての一役を果たし車の通行が多い。

五、変わりゆく瀬戸

貫線道路が走ればその付近に住居が集まり集落ができていく。これは自然の理である。瀬戸開削後の大船越村は著しく変容したという。これまで浅海方面に拓けた村は、生活の便利さを求め次第に瀬戸付近に居を移動していったという。また瀬戸開削に伴う廃土埋立地を利用して住居を建て移住した者もいる。昭和二十年代後半になると、対馬海峡はイカ

の豊漁が続き、村中の人々が小型動力船で沖合に出漁し、港は活況を呈した。そして、この頃になると島原半島や五島列島等から、イカ釣漁船が来島し、瀬戸は賑わい村の人口も急増した。それが昭和五十年代になると、対馬近海でのイカ漁が次第に不振になって、漁船も減り活気を失うようになった。

ところで、昭和二十年代の東の浜(真浜)の景観はすばらしかった。大槻崎や有明山が眺望され、砂浜海岸の土手には海浜植物が繁茂していた。そして小丘には老松が林立して木蔭を提供してくれた。また権現山の周辺には広大な畑地があつて、四季折々の作物が育っていた。しかし、今はそうした風景は消え、往時の面影はない。民家の屋根が点々と散見されるだけである。昭和二十八年離島振興法が施行され、三十年代にはこの地も大々的な浚渫拡張工事が施工され、大船越は近代的な漁港と化した。近年、海岸道路も敷設され、相次ぐ改良工事により、中型漁船がいつでも悠然と航行できる瀬戸となつた。昭和四十五年国道382号線の一環として、朱塗りのデラックスな鉄橋が架設され、通過する車輛も多い。瀬戸周辺は立派に整美されたが、往來する船の数は逆に減少した。便利さ、美しさを求めるあまり、自然や史跡が消え去るのは寂しい。

### 「一紙物」調査進む

本館に寄託・收藏されている「宗家文庫史料」のうち、日記類・記録類のいわゆる「冊子類」については、一九七五年から一九八九年までの調査で、既に目録化を終えている。しかし、約四万点とみられる「一紙物」については、未調査のまま収蔵室に保管されていた。「一紙物」は、内容が一紙に記され、一見すると書状のような感を呈するところから「書簡類」とも称されている。

「冊子類」の調査の終了後から、「一紙物」の調査の必要性は唱えられながらも、あまりにもばう大な点数、一点ごとの内容の読み取りの必要なこと、さらにその内容も多岐にわたって「何が出てくるか予測がつかない」要素等が、容易に調査に着手することを拒んでいた。

この調査が、関西大学泉澄一教授を座長として、同大学の院生を主体としたメンバーで進められている。平成八・九年



「一紙物」調査風景

度に予備的調査を三回(三週間)行い、昨年度から本調査が始まっている。調査開始以来、本年度十二月迄の調査による終了点数は、一四、二四八点となっている。調査によって作成されたカードは、順次パソコンに入力し、目録作成のための基礎作業も同時に行っている。

現在迄の調査によって判明したこれら「一紙物」の大半は、覚書や書付、願書、伺書、あるいは藩庁の廻達状等で、書状といえるのは二割程度である。「一紙物」は、既に調査が終わっている日記や記録類が網羅できない情報を持つ一次史料とされ、その価値への期待度も高まる。「一紙物」調査は、毎日記・記録類と合わせて、対馬藩の藩政・近世日朝交渉の実態のさらなる研究への強い思いがかかる。調査は五カ年計画で、平成十四年度終了を予定している。

### 朝鮮通信使特別史料展を開催

昨春秋、十一月二十日、二十一日に開催された「朝鮮通信使ゆかりの町日韓交流対馬大会」(主催厳原町他)の一環として、十八日から二十三日まで、朝鮮通信使に関する史料を中心とした特別展を実施。期間中県内外からの大会参加者をはじめ、一般観光客あるいは韓国からの訪問者を合わせ、六百二十七人の見学者があった。

- 当史料展の展示史料は次の通り。
- ・松雲大師五言絶句書(青丘文化ホール所蔵)
  - ・朴徳源二行詩(同)
  - ・木版朝鮮通信使行列図巻(辛基秀氏寄託 大阪市立博物館収蔵)
  - ・正徳度通信使淀川下り絵図(同)
  - ・正徳度通信使図巻(同)
  - ・馬上才図巻(同)



特別展「馬上才図巻」(部分)

- ・李義養筆山水図(同)
  - ・李義養筆松鷹図(同)
  - ・草場佩川詩書(同)
  - ・白筆雨森芳洲七言絶句(同)
  - ・李義養筆柳下駿馬図(李相武氏蔵)
  - ・ハングルによる和歌(古今和歌集・仮名序「より」(青丘文化ホール所蔵)
  - ・中井竹山著草茅危言(同)
  - ・松雲大師肖像(同)
  - ・北関大捷碑文拓本(前面)(同)
  - ・通信使瓦人形(近江八幡市立資料館)
  - ・対馬藩関船模型(厳原町所蔵)
- 展示史料の大半は、青丘文化ホール主宰・朝鮮通信使研究者の辛基秀氏のご厚意によるもので、ここに厚くお礼を申し上げます。

### 韓国からの来館者急増

昨年七月十四日から、厳原港と韓国・釜山間に高速旅客船による不定期航路(本社韓国浦項市)が開設された。この高速船利用による韓国から対馬への観光客の数も増え、本館にもこれら観光客の姿が多く見られるようになった。

航路開設以来、十二月迄の韓国からの入館者は、千三百八十一人。主な出発地

### 表紙解説

### 船箆箆

江戸時代対馬藩政を大きく支援するほどの財力を成した、亀谷卯右衛門の鯨組に伝わった小箆箆。底面に、「佐州(佐渡)小木湊 湊屋和八郎出之」の墨書がある。材質は桐でできており、それぞれの縁は鉄板で保護されている。扉にも、堅牢な蝶番を兼ねた装飾の鉄板が張られており、強い衝撃にも耐えられるように作られている。持ち運びのため上部に付けられた取手も鉄製で頑丈に作られている。扉に保護された内側に、取手のついた五つの引き出しがある。外枠の厚さは一・八cm、法量は五〇・八cm×四二・五cm×四七・二cmとなっている。

### 平成十一年度職員

- 館長(兼) 高柳忠昭  
 総務課長(兼) 藤島正治  
 学芸課長 齋藤弘征  
 学芸員補 西山 篤  
 主 事(兼) 眞崎 定  
 研究員 松島庄三郎  
 大束壽晴  
 椎葉徳子  
 藤本祐子  
 梅野裕美(九月退職)  
 梅野安子(十月採用)